

日進市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

1 理由

- (1) 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものであります。
- (2) これまで管理者の判断で禁止していた行為について、その根拠を明確に定めること等により、公園の適正利用に努めるために、改正するものであります。

○都市緑地法等の一部を改正する法律の概要（出典：国土交通省ホームページ）

概 要		
都市公園の再生・活性化	緑地・広場の創出	都市農地の保全・活用
【都市公園法等】	【都市緑地法】	【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】
<p>○都市公園で保育所等の設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化）</p> <p>○民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> －収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を民間事業者から公募選定 －設置管理許可期間の延伸（10年→20年）、建蔽率の緩和等 －民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施 <p style="text-align: center;">〔(予算) 広場等の整備に対する資金貸付け 【都市開発資金の貸付けに関する法律】 (予算) 広場等の整備に対する補助〕</p>  <p style="font-size: small;">▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園（イメージ）</p> <p>○公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年）</p> <p>○公園の活性化に関する協議会の設置</p>	<p>○民間による市民緑地の整備を促す制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> －市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定 <p style="text-align: center;">〔(税) 固定資産税等の軽減 (予算) 施設整備等に対する補助〕</p> <p>○緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> －緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加  <p style="font-size: small;">▶ 市民緑地（イメージ）</p>	<p>○生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300㎡を下限）</p> <p style="text-align: center;">〔(税) 現行の税制特例を適用〕</p> <p>○生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に</p>  <p style="font-size: small;">▶ 市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子</p> <p>○新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）</p>
地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実		
<p>○市区町村が策定する「緑の基本計画」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充 【都市緑地法】</p> <ul style="list-style-type: none"> －都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み 		

2 条例（案）の基本的な考え方

●（1）の理由における改正について

（1）－1 市内に市民緑地がある場合の都市公園の設置基準を定めるための改正

都市公園法施行令（改正後）	現在の日進市都市公園条例
<p>（住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準）</p> <p>第 1 条の 2 一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル（当該市町村の区域内に都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 55 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による市民緑地契約又は同法第 63 条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するときは、10 平方メートルから当該市民緑地の住民 1 人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル（当該市街地に市民緑地が存するときは、5 平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。</p>	<p>（住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準）</p> <p>第 2 条 市の区域内の都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。</p> <p>【参考】都市公園法第 3 条第 1 項（公園の設置基準）</p> <p>第 3 条 地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。</p>

- ・ 都市公園法施行令第 1 条の 2 は、改正により赤字の箇所の規定が追加されました。
- ・ 都市公園法施行令第 1 条の 2 は、都市公園法第 3 条第 1 項に規定する都市公園の設置基準の参酌基準に該当します。
- ・ 都市公園法第 3 条第 1 項の規定から、日進市都市公園条例第 2 条第 1 項を規定していますが、都市公園条例第 2 条第 1 項の規定は、都市公園法施行令第 1 条の 2 の規定内容と同様の規定内容としていることから、次の考え方で改正します。

◎改正（案）の考え方

日進市都市公園条例第 2 条の規定に、改正された都市公園法施行令第 1 条の 2 の赤字の箇所の内容と同じ規定を追加します。

(1) - 2 運動施設の都市公園に対する敷地面積の割合を条例化するための改正

都市公園法施行令（改正後）	現在の日進市都市公園条例
<p>（公園施設に関する制限等）</p> <p>第 8 条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 50 を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100 分の 50）を超えてはならない。</p>	<p>規定なし</p> <p>（理由）</p> <p>改正前の施行令において、基準が定められていたため、条例で規定する必要がなかった。</p>
<p>【参考】 都市公園法施行令（改正前）</p> <p>（公園施設に関する制限等）</p> <p>第 8 条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 50 をこえてはならない。</p>	

- ・都市公園法施行令第 8 条第 1 項の改正により、地方公共団体は、100 分の 50 という基準を参酌し、地域の実情に応じて条例で運動施設率を定めることになりました。
- ・そのため、次の考え方で改正します。

◎改正（案）の考え方

都市公園法施行令第 8 条第 1 項の改正前の規定や改正後の参酌基準を踏まえ、100 分の 50 として定める規定を追加します。

● (2) の理由における改正について

広報にしん2017年9月号—抜粋—

ルールとマナーを守って、
公園や広場を使いましょう

◎都市計画課

☎0561・3297
☎0561・7373
✉toshikeikaku@city.nishin.jp

公園や広場は、その地域にお住まいの皆さんが、お互いに譲り合いながら、気軽にご利用いただくことを前提とした公共施設です。次の点にご注意の上、公園などの適正利用へのご理解とご協力をお願いいたします。なお、ご不明な点につきましては、都市計画課までお問い合わせください。

**スポーツ教室などによる
独占的利用は許可していません**

野球、サッカーなどのスポーツ教室をするために、公園などの一部または全部を独占して利用することは、他の人の自由な利用を阻むこととなりますので、原則として許可していません。

施設を独占的に使用してスポーツ教室などを催したいときは、有料施設（本市の例：総合運動公園、スポーツセンター、上納池スポーツ公園体育館、東山グラウンド、米野木北山グラウンド）の利用をご検討ください。また、無許可のスポーツ教室など不正に公園などを使用する団体を見つけたときは、都市計画課までお知らせください。

公園や広場のご利用にあたっては、次の事項を守ってください

- ロケット花火・打ち上げ花火・爆竹花火は禁止します。
- 野球・サッカーなどの他の利用者に危険な行為は禁止します。
- 周辺住民の迷惑になる行為はやめましょう。
(夜間のボール使用、大声で騒ぐなど、騒音を出さない)
- 公園内へのバイク・車両での乗り入れは禁止します。
- 犬のフンは、飼い主が必ず持ち帰ってください。
- 公園内での犬の放し飼いは、他の利用者の迷惑となるため禁止します。

- ・ 広報にしんの記事のとおり、公園や広場は、その地域にお住まいの皆さんが、お互いに譲り合いながら、気軽にご利用いただくことを前提とした公共施設であります。
- ・ そのため、スポーツ教室など公園の一部又は全部を独占した利用やロケット花火・打ち上げ花火・爆竹花火等の公園利用者や近隣にお住まいになる皆様等に迷惑となる行為・危険を及ぼすおそれのある行為・管理に支障のある行為については、管理者の判断で禁止行為としていました。
- ・ これらの禁止行為に関する根拠を明確にする規定を定めることや、公園での許可行為において許可を受けずに利用している者に対し、退去できる規定を定めることは、公園を適正に利用していただくために必要であります。
- ・ そのため、次の考え方で改正します。

◎改正（案）の考え方

- ・ 行為の禁止として、公園利用者や近隣にお住まいになる皆様等に迷惑となる行為・危険を及ぼすおそれのある行為・管理に支障のある行為を定める規定を追加します。
- ・ 公園での許可行為において許可を受けずに利用している者に対し、公園からの退去を命ずることができる規定等を追加します。

3 条例の施行期日

平成30年4月1日